

ベッド料の差額について

【 相談内容 】

- 同意をしていないのに個室に入れられ、差額ベッド代を請求された
- 入院時、感染症の疑いがあり個室に入ったが、この場合でも個室料は支払うべきか

【 考え方等 】

差額ベッド料を必要とする病室を「特別療養環境室」といい、この病室は健康保険適用外の費用となるため、医療機関によって金額は様々です。

厚生労働省からの通知で、差額ベッド代を徴収してはならない場合の基準が次のように決まっています。

（「療担規則及び薬担規則ならびに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品」の実施条の留意事項について（厚労省通知：H18.3.13 保医発 0313003））

☆差額ベッド代を徴収してはならない場合の基準（抜粋）

- ①同意書による同意の確認を行っていない場合
（当該同意書が、室料の記載がない、患者側の署名がない等内容が不十分である場合を含む）
- ②患者本人の「治療上の必要」により特別療養環境室へ入院させる場合
例）・救急患者、術後患者等であって、病状が重篤なため安静を必要とする
・免疫力が低下し、感染症に罹患するおそれのある場合
・集中治療の実施、著しい身体的・精神的苦痛を緩和する必要のある終末期の患者
- ③病棟管理の必要性等から特別療養環境室に入院させた場合であって、実質的に患者の選択によらない場合
例）・MRSA 等に感染している患者であって、主治医等が他の入院患者の院内感染を防止するため、実質的に患者の選択によらず入院させたと認められる者

この基準に該当すると思われる場合には、まず医療機関に相談することをお勧めします。

「差額ベッド料を徴収してはならない場合の基準」に合致しているにもかかわらず、医療機関が対応しない場合には、加入している健康保険の保険証の発行元へご相談ください。